

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号				
不利益処分の種類	製造又は取扱保安責任者等の解任命令	根拠条項	第34条第1項又は第2項				
処分基準	火薬類取締法若しくは同法に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であるとき。						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	12～